



小倉生健会のコロナ支援「第2弾」 国保・後期・介護保険料の減額・免除

小倉生健会のコロナ支援「第1弾」の6月号では、10万円の給付金や、中小企業・個人事業者、フリーランスへの「持続化給付金」の申請支援について掲載しました。

■持続化給付金・確定申告の支援

前月号掲載後、カラオケ・役者・居酒屋・スナック・演奏家・野菜屋などの事業者の方から相談があり、持続化給付金申請の支援や、その前提となる確定申告の支援を行い大変喜んでいただきました。まさに「生健会の出番だ」との思いを感じています。

■今度は、保険料の「コロナ減額・免除」支援

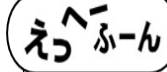
そして、いま取り組んでいるのが「国保・後期高齢者・介護保険料の減額・免除」の支援です。日本共産党の田中光明市議（八幡西区）からも資料をいただきました。

■詳細は、裏面をご覧ください

国保などのコロナ減免の特徴は、減免額が非常に大きな規模になっていることです。これも、生健会をはじめ、全国で多くの声が政府に寄せられたからです。

**確定申告をしていないから、
「持続化給付金」の申請をためらっている方も、あきらめないで「相談」を**

持続化給付金は、売上が50%以上減少した中小企業に200万円、個人事業者やフリーランスには100万円が支給される制度です。申請には確定申告又は、住民税の証明などが必要ですが、さまざまな緩和策があります。是非、小倉生健会にお電話下さい。



コロナ濃厚接触者を“全員検査”の 「日本初の北九州市方式」は、「ウソ」だった！

北九州市で第二波が発生

毎日毎日、テレビも新聞もこの報道で始まりました。北橋市長は会見で「日本初の北九州市方式」と、ぶち上げました。

市長が言う「北九州市方式」とは、「感染者との濃厚接触者は全員PCR検査を行う」というものです。

北九州市は、「北九州市方式」だから、感染者が増えているとも説明しました。政府がPCR検査を抑制している中なので、テレビなどは「北九州市方式は素晴らしい、全国でも北九州市方式を…」と報じられました。

ところが

「日本初の北九州市方式」は「ウソ」でした。小川洋福岡県知事は県議会で「2月に北九州市の実務者も出席した 県医師会などとの合同会議で濃厚接触者全員を検査対象とする県独自の基準を設けた」と答弁しました。

この決定を受け、福岡県（一般市と町村）も、政令市の福岡市も、中核市の久留米市も、濃厚接触者全員にPCR検査を実施していました。

つまり、県内では北九州市だけが、国の基準に従い、濃厚接触者のうち“有症者”にしかPCR検査を行っていませんでした。「ナンテコッタ」

安倍首相「ためらわず生活保護を申請してほしい」と答弁 田村智子議員が重要な答弁を引き出す

参院決算委員会で6月15日、日本共産党の田村智子議員による質疑の中で、生活保護制度の活用について安倍首相から重要な答弁を引き出しました。

田村氏は、コロナ禍での生活困窮者への支援について、安倍晋三首相に対し「『生活保護はあなたの権利だ』と政府が国民に向けて広報するときだ」と迫りました。

安倍首相は「文化的な生活をおくる権利があるので、ためらわずに生活保護を申請してほしい。われわれもさまざまな機関を活用して国民に働きかけていきたい」と明言しました。

田村氏は、長野県ではパンフレットで「生活が立ち行かなくなることは、誰にでも起こりうること」「憲法第25条の生存権の理念に基づく最後のセーフティネットが生活保護」などと、分かりやすく市民に伝えていることを紹介。

田村氏が「生活保護はあなたの権利、ためらわず申請してほしいと政府が国民に広報を」と、重ねて求めたことに対して、安倍首相は、前述の答弁を行いました。

生活保護バッシングをしてきた自民党の総裁である安倍首相の答弁は重要です。

＜訂正して、お詫びします＞

6月号で、小倉生健会の「会費や募金をゆうちょ銀行のATMから振込む場合は無料」と掲載しましたが、4月から100円になっていました。

複数の方からご指摘をいただきました。訂正して、お詫びします。



小倉会場の様子

第2回 全国 「コロナなんでも相談会」

全国では、95会場197回線で1217件の切実な相談を受けました。小倉生健会も社保協の皆さんと一緒に対応しました。日本共産党の高瀬菜穂子県議も激励に駆け付けました。



全国生健会連合会(全生連)が オンライン学習交流会

全生連主催のオンライン学習交流会が開かれ、小倉生健会からは3名が参加しました。

交流会では、コロナ禍の中で、国保・後期・介護保険料減免（本会報の裏面）制度の説明や、生活保護制度につい

ては、生活保護申請時の扶養照会についても、生活保護の別冊問答集を引用しながらの講義が行われました。

生健会活動の交流なども話し合われました。

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために



今月号のコロナ支援特集は、「国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減額・免除です」

コロナの影響で事業・給与・不動産など複数の所得があっても、そのうちどれか一つでも収入が前年より3割以上減少すると見込まれる世帯保険料が「最大全額」減額・免除されます。

申請が必要です。減免されるのは納付期限が今年2月から来年3月までの保険料です。

国保/後期/介護保険料のコロナ減免

1. 減免の要件

受付	来年3月未まで
期間	今年2月～来年3月まで
要件	(1)主たる生計維持者の給与・事業(農業も)・山林・不動産のいずれかの収入が、3割以上減少し(※1)、かつ
	①前年合計所得が1000万円以下(国保・後期のみ)
	②減少した所得以外の前年合計所得が400万円以下
	(2)主たる生計維持者が死亡か重篤の場合は全部

2. 3割減収(※1)の考え方

国保後期	今年の年収見込みが2019年比で、3割以上減少。(今年1月～申請直前月の収入実績)+(残りの月は「見込み」)で、今年の年収を推計する
介護	今年1月～申請直前月の収入実績で、2019年同月比でひと月でも3割以上減少

●減免額の計算式

⑤減免額 = ①対象保険料 × ②減額割合 × ④主たる生計維持者の減収見込みに係る2019年所得

⑥減免後の保険料 = ①対象保険料 - ⑤減免額

③「2019年の合計所得」は

1. 国保…被保険者全員の2019年合計所得の総計
2. 後期…世帯主と後期高齢者全員の2019年合計所得の総計
3. 介護…「主たる生計維持者」のみの2019年合計所得

●年金収入額と年金所得額

公的年金等所得金額の算出(65歳未満の人)	
公的年金等収入金額の合計額	公的年金等所得金額
70万円未満	0円
70万円以上130万円未満	収入金額 - 70万円
130万円以上410万円未満	収入金額 × 75% - 37万5千円
410万円以上770万円未満	収入金額 × 85% - 78万5千円
770万円以上	収入金額 × 95% - 155万5千円

公的年金等所得金額の算出(65歳以上の人)	
公的年金等収入金額の合計額	公的年金等所得金額
120万円未満	0円
120万円以上330万円未満	収入金額 - 120万円
330万円以上410万円未満	収入金額 × 75% - 37万5千円
410万円以上770万円未満	収入金額 × 85% - 78万5千円
770万円以上	収入金額 × 95% - 155万5千円

3. 対象は給与/事業(農業)/山林/不動産

①対象保険料		③2019年の合計所得
国保	世帯の国保保険料	世帯の被保険者全員の合計所得
後期	世帯の後期高齢者医療保険料	世帯主と世帯に属する後期高齢者の合計所得
介護	世帯の第1号被保険者保険料	世帯主のみの2019年合計所得

4. ②減額割合、及び免除

国保・後期		介護	
前年合計所得	減額	前年合計所得	減額
300万円以下	全部	200万円以下	全部
400万円以下	8割	200万円超え	8割
550万円以下	6割	事業等廃止、失業は前年の合計所得にかかわらず全部免除	
750万円以下	4割		
1000万円以下	2割		

(前年合計所得は主たる生計維持者)

多くの方が、「1. 減免の要件」の、要件の(1)に該当する可能性があります。

④減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額) 事例参照

※参考資料

収入と所得の違い
収入 - 必要経費 = 所得

●事業収入 - 必要経費 = 事業所得

●給与収入額と給与所得額

給与等の収入金額		給与所得控除額	
180万円以下		収入金額 × 40%	
		65万円に満たない場合には65万円	
180万円超	360万円以下	収入金額 × 30% + 18万円	
360万円超	660万円以下	収入金額 × 20% + 54万円	
660万円超	1000万円以下	収入金額 × 10% + 120万円	
1000万円超		2200万円(上限)	

<計算事例> 「北九州市」 減額・免除後の「国保」の保険料

●例1 単身世帯で給与収入のみの場合

- ①対象となる保険料 32万円の時
- ②減免割合 全部(主たる生計維持者の2019年中の合計所得金額が300万円以下)
- ③世帯の合計所得金額 266万円(給与収入400万円の所得266万円)
- ④減少が見込まれる収入に係る所得金額 266万円(給与収入400万円の所得266万円)
- ⑤減免額 ①(32万円) × ②(全部) × ④(266万円) ÷ ③(266万円) = 32万円

①減免前保険料 32万円

⑥減免後保険料 0円

●例2 単身世帯で年金や給与など複数の所得がある場合

- ①対象となる保険料 21万円の時
- ②減免割合 全部(主たる生計維持者の2019年中の合計所得金額が300万円以下)
- ③世帯の合計所得金額 162万円
給与所得122万円 + 年金所得40万円
- ④減少が見込まれる収入に係る所得金額 122万円(給与収入200万円の所得122万円)
- ⑤減免額 ①(21万円) × ②(全部) × ④(122万円) ÷ ③(162万円) = 16万円

①減免前保険料 21万円

⑥減免後保険料 5万円

●例3 2人世帯で事業所得のみ(世帯主の所得が300万円超)の場合

- ①対象となる保険料 63万円の時
- ②減免割合 8割=0.8(主たる生計維持者の2019年中の合計所得金額が400万円以下)
- ③世帯の合計所得金額 400万円 世帯主 事業所得400万円 配偶者0円
- ④減少が見込まれる収入に係る所得金額 400万円(事業所得400万円)
- ⑤減免額 ①(63万円) × ②(8割) × ④(400万円) ÷ ③(400万円) = 51万円

①減免前保険料 63万円

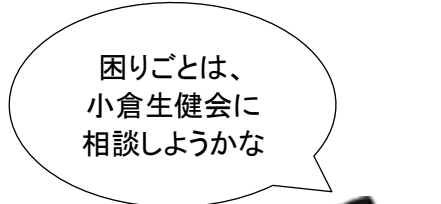
⑥減免後保険料 12万円

●例4 2人世帯で世帯主が事業を廃止した場合

- ①対象となる保険料 63万円の時
- ②減免割合 全部(主たる生計維持者が事業を廃止したため)
- ③世帯の合計所得金額 435万円 世帯主 事業所得400万円 配偶者: 給与収入100万円(所得35万円)
- ④減少が見込まれる収入に係る所得金額 400万円(事業所得400万円)
- ⑤減免額 ①(63万円) × ②(全部) × ④(400万円) ÷ ③(435万円) = 58万円

①減免前保険料 63万円

⑥減免後保険料 5万円



※ ③と④の関係

所得が3割以上の減額が見込まれる場合、上記<計算事例>で示すとおり、多くの場合④/③=1になりますので、前年合計所得が300万円以下(国保・後期)や、200万円以下(介護)の場合、保険料の全額が減免され、**保険料が0円になります。**